

2022年9月1日

各 位

株 式 会 社 オウケイウェイヴ
代 表 取 締 役 杉 浦 元
(コード番号:3808 名証ネクスト)
問 い 合 わ せ 先 経 営 管 理 部
電 話 番 号 03-6823-4306

**連結子会社の状況に関する説明会開催報告
並びに社内調査委員会の設置及び同社による自己株式取得に対する無効主張
に関するお知らせ**

当社は、既に2022年8月30日付「連結子会社の取締役会決議及び臨時株主総会決議に関する通知の受領並びに反対意見表明に関するお知らせ」にて開示したとおり、2022年8月29日に当社の孫会社である株式会社アップライツ（以下「アップライツ」といいます。）より、2022年8月28日に開催した臨時株主総会において、当社の子会社であるOK FUND L.P.が保有するアップライツ株式の全部について、自己株式取得を行うこと（以下「本自己株式取得」といいます。）を決議し、同日実行した旨の通知を受領しましたが、本自己株式取得については法的な不備があり無効であると考えており、当社としては、2022年8月26日付で反対の意を表明し当該取引の中止を求める警告書をアップライツに送付しております。

これに対し、2022年8月29日に、アップライツは代理人弁護士を通じて、同社が取引先に向けて、当社との資本関係及び業務上の一切の取引関係を解消した旨を記載した2022年8月28日付「株式会社オウケイウェイヴとの資本関係解消のご報告」と題する書面を開示した旨を当社に連絡してきており、本自己株式取得が有効であることを前提とした行動を継続しております。それに伴い、当社は、2022年8月31日に改めてアップライツに対し、本自己株式取得が無効である旨を述べた要旨下記①記載の通知書を送付しております。さらに、同日に、当社は、株主向けにオンライン説明会を開催しており、その中で、当社代表取締役杉浦元より、本自己株式取得の件につき、大要、下記②の内容を説明しておりますので、併せてお知らせいたします。

本件の詳細な事実関係及び本件が当社の連結業績に与える影響については、現在精査中であり、適時開示が必要になった場合には速やかにお知らせいたしますが、当社としては引き続き、本自己株式取得に関しては法的な不備があり無効であると考えておりますこと、改めて表明いたします。

記

① 通知書（貴社自己株式取得の無効の件）について

本自己株式取得について、当社として、その承諾を行った事実及び当社取締役会にて決議された事実もなく、議論すらも一切なされてはおりません。また、OK FUND L.P.における株式等の投資勘定の取得・処分については、OK FUND L.P.の過半数を超えるリミテッド・パートナーである当社の承認が必要不可欠となります。

加えて、アップライツの財政状態及び経営成績を確認する限り、減資による資本剰余金の増加を考慮しても、額面7億円を超える長期預け金債権の全額を対価としてアップライツが自己株式

の取得を行うことは、会社法 461 条 1 項が禁止する分配可能額を超えた自己株式の有償取得に該当するものと考えます。

以上、当社としましては、本自己株式取得は無効であり、依然としてアップライツは当社の子会社に該当するものと考えますので、当社又は OK FUND L.P. として、同社に対し引き続き株主権を行使いたします。

② 2022 年 8 月 31 日開催の説明会について

当社代表取締役杉浦元より代表取締役就任のあいさつ及び就任後から説明会当日までの業務の紹介を行うとともに、2022 年 8 月 30 日付「連結子会社の取締役会決議及び臨時株主総会決議に関する通知の受領並びに反対意見表明に関するお知らせ」の開示内容（本自己株式取得）について、アップライツから受領した資料を交えて経過を説明いたしました。加えてアップライツからは、当社並びに OK FUND L.P. の指示により海外 2 社との契約締結及び海外預け金（当社「2022 年 6 月期 決算短信」で開示しております連結貸借対照表の「長期預け金」）を行ったとの連絡を受けていますが、現時点で当社がそのような指示を行ったという事実は確認されていないことを説明いたしました。

③ 社内調査委員会設置について

当社ではアップライツによる本自己株式を取得について重く受け止めており、会計監査人、当社監査役、弁護士、当社代表取締役及び当社管理部門社員から構成される社内調査委員会の設置を行いました。特にアップライツが主張する海外預け金や各種契約の指示について等、事実確認と真相究明を行っております。本件につきましては、新たな事実が判明次第速やかに開示をいたします。

以 上

〒106-0046

東京都港区元麻布三丁目4番41号

株式会社アップライツ

代表取締役社長 山田 公平 殿

〒102-0083

東京都千代田区麹町3丁目5番2号

ビュレックス麹町507

川戸淳一郎法律事務所

株式会社アップライツ

代理人弁護士 川戸 淳一郎 先生

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所

警告人 株式会社オウケイウェイヴ

代理人弁護士 戸田 裕典

同弁護士 鈴木 多門

通知書

(貴社自己株式取得の無効の件)

前略

当職らは、株式会社オウケイウェイヴの代理人として、貴社に対し、下記のとおり、当社子会社であるOKFUNDLP（以下「本組合」といいます。）が保有する貴社株式の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）が無効であることを通知します。

記

最初に、本自己株式取得について、当社として、その承諾を行った事実はありません。無論、当社の取締役会にて決議された事実もなく、議論すらも一切なされてはおりません。

その点、貴社もご承知のとおり、本組合への出資比率は当社が99%超となっており、本組合における株式等の投資勘定の取得・処分については、本組合の過半数を超えるリミテッド・パートナーである当社の承認が必要不可欠となります。さらに、本組合から貴社への出資金額の多寡からも明らかとなり、当社の連結グループにおいて、貴社が最も重要な子会社に該当することも明らかであります。

そして、2022年8月26日付「警告書」でもお伝えしたとおり、同月25日の当社臨時株主総会に至るまでの数か月間、当社において旧経営陣と新経営陣との間で熾烈な経営権争いが繰り広げられている状況下で、なおかつ、新経営陣において貴社が実行した多額の長期預け金を問題視している中、当社において、重要な子会社である貴社の全株式の処分について承認がなされるはずがありません。

したがって、貴社及び貴社代表者山田氏において、本自己株式取得の前提となる貴社と当社との株式譲渡契約の締結が当社の承認なく行われていることにつき、悪意であった可能性が極めて高く、仮に悪意でなかったとしても、少なくとも過失があったと評価せざるを得ません。

加えて、貴社の財政状態及び経営成績を確認する限り、減資による資本剰余金の増加を考慮しても、額面7億円を超える長期預け金債権の全額を対価として貴社が自己株式の取得を行うことは、会社法461条1項が禁止する分配可能額を超えた自己株式の有償取得に該当するものと思料しますので、この点からも本自己株式が無効であることは明らかであります。

以上、当社としましては、本自己株式取得は無効であり、依然として貴社は当社の子会社に該当するものと考えますので、当社又は本組合として、引き続き株主権を行使させていただきますことをご承知おきください。繰り返しになりますが、本件については投資額及び損失額が甚大であること、取引の実態があまりに不透明であることから、当社株主の皆様のためにも、民事による法的手段に留まらず、その実態解明のため、当社新経営陣としては、ありとあらゆる手段を講じる所存であり、遅かれ早かれ刑事による法的手段にも及ぶこととなります。貴社におかれましては、事の重大性を十二分にご認識いただいた上で、当社の求めに応じられることを重ねてお願い申し上げます。

草々

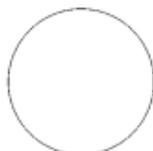
差出人 〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所（東京オフィス）

弁護士戸田裕典、弁護士鈴木多門

受取人 〒106-0046
東京都港区元麻布3-4-41

株式会社アップライツ

代表取締役社長 山田 公平殿



証明文が印刷されます

